

平成 30 年 1 月 12 日
香 川 県

高病原性鳥インフルエンザにかかる殺処分状況について（第 4 報・殺処分完了）

高病原性鳥インフルエンザの防疫措置状況について、殺処分が完了いたしましたので、以下のとおりお知らせします。

<殺処分の状況>

1 月 1 1 日（木）	2 3 時 4 5 分	殺処分開始
1 月 1 2 日（金）	6 時現在	約 7, 0 0 0 羽／約 9 1, 0 0 0 羽
”	1 2 時現在	約 1 6, 1 0 0 羽／約 9 1, 0 0 0 羽
”	1 5 時現在	約 3 4, 0 0 0 羽／約 9 1, 0 0 0 羽
”	1 8 時現在	約 7 2, 0 0 0 羽／約 9 1, 0 0 0 羽
”	1 9 時 3 0 分	9 1, 8 7 6 羽

<自衛隊の派遣部隊について>

自衛隊の派遣部隊については、殺処分の終了に伴い、知事から撤収を要請しました。

<その他>

- （1）我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した例は報告されていません。
- （2）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

お問い合わせ先

所属：香川県農政水産部畜産課

担当：田淵、田中、真壁

TEL：087-832-3427

FAX：087-806-0204